

## I はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから、社会的影響が大きいものが、新型インフルエンザと同様に発生する可能性がある。

国では、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理を目的として、「新型インフルエンザ等特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定したところである。

これを受け、本市では、特措法に基づき作成された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）や「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）の内容を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じて、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定する。市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

なお、新型インフルエンザ等の発生の時期や、形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ等対策については随時細心の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、国や県の動きを見据えながら、市行動計画を見直すとともに、必要に応じて修正を行うものとする。